

令和8年首都圏 放置自転車クリーンキャンペーン 横浜市実施要綱

目 的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車クリーンキャンペーンを展開し「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

期 間

10月1日～10月31日の1か月間

スローガン

自転車の 代わりに置こう 思いやり

重 点

1. 放置自転車の防止
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車クリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種活動を積極的に推進します。
- 2 運動の趣旨を周知徹底し「運動の重点」の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
- 3 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るための広報を行います。

横浜市

- 1 放置自転車の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
- 2 放置自転車をなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。
- 3 自転車の損害賠償責任保険等加入と乗車用ヘルメット着用を周知・啓発します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
- 3 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車の追放気運の醸成を図ります。
- 2 事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみで違法駐車等追放気運を高めるよう働きかけます。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- 1 違法駐車や放置自転車の追放についての啓発・教育を推進します。
- 2 盗難自転車の多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導します。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 道路情報板・駅広報・車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
- 2 駅周辺の放置自転車の移動活動に協力します。
- 3 関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

地域

- 1 違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について地域で話し合ひましょう。
- 2 会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。
- 3 関係機関・団体が実施する「放置自転車等クリーンキャンペーン」等に参加しましょう。
- 4 車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路・交通政策局道路政策課
電話 045(671)2323